

市からの お知らせ

主催者
対象・定員
日時・期間
場所・会場
費用
(記載のないものは無料)
持ち物
申込方法
問い合わせ
託児あり



はがき・ファクス・ Eメールで申し込む 場合の記入例

あて先は各記事の申込先へ、住所の記載がないものは市役所「〒181-8555 三鷹市役所。○課」へ。往復はがきの場合は返信用にも住所・氏名を記入してください。

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号、メールアドレス)
6. その他必要事項(保育希望の有無など)



お知らせ

三鷹市環境基金にご協力ください

三鷹市環境基金は、みなさんからの寄付金を積み立てて、先導的な環境活動を支援するために活用しています。三鷹と地球の現在、そして未来の環境を守るため、環境基金への寄付をお願いします。

環境基金を活用した助成事業 新エネルギー導入助成金交付事業、環境活動事業助成金交付事業、環境ポスター事業、環境標語事業、環境活動表彰事業。

☎ 環境対策課 ☎ 内線2523

三鷹市中小企業情報化・新規開拓推進事業補助金をご利用ください

市内に主な事業所がある中小企業者(個人事業者および法人)や中小企業者で構成する団体、特定非営利活動法人

対象事業 情報化推進事業(従業員5人以下の事業所のみ)=ホームページの初回作成やOA機器およびソフトウェアの購入(前年度受給者は不可)、パソコン研修の受講など、新規開拓推進事業=海外見本市や国内展示会への出展、ISOなど国際規格取得のための事業など。

申請は同一年度内、各1回のみです。補助金額 補助対象経費の2分の1以内(補助限度額あり)

☎ ☎ 生活経済課 ☎ 内線2544へ

政治家などの寄附は禁止されています!

贈らない 政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)が、選挙区内にある者に対して寄附をすること(政党や親族に対するものなど例外を除く)は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されています。お歳暮などを贈ることや忘年会などにご祝儀を出したり、お酒などを差し入れることも禁止されています。

求めない 有権者が政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されています。

あいさつ状の禁止 政治家が選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

明るい選挙の実現のため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

☎ 選挙管理委員会 ☎ 内線3034

冬期の水道管凍結にご注意を

凍結防止対策のコツ 家の北側や風当たりの強い所、屋外の水道管は毛布や布などで覆い、その上にビニールテープを重ねながら下から巻き上げて覆います。屋外の蛇口も布やビニール袋で重ねて覆い、ひもでしばっておきましょう。

凍結した場合には 急に熱いお湯をかけると水道管が破裂することがあります。自然に溶けるのを待つか、ぬるま湯かドライヤーなどで解かしましょう。

水道管が凍結破裂したら 水が吹き出すので、水道メータ近くの止水栓を閉めて指定給水装置工事事業者(水道工事店)または工務課給水係へ連絡ください。破

損の修理費用は個人負担となります。

☎ 工務課 ☎ 内線3434

不要入れ歯の回収を始めました

三鷹市社会福祉協議会では、NPO法人日本入れ歯リサイクル協会の活動趣旨に賛同し、不要入れ歯の回収を始めました。入れ歯は貴金属部分を資源として活用し、益金の一部は同協会を通じて日本ユニセフ協会と同協議会に寄付されます。みなさんのご協力をお願いします。

☎ 福祉会館1階「不要入れ歯回収BOX」 入れ歯は洗浄剤や熱湯で消毒後、よく乾燥させ、新聞紙などで包みビニール袋に入れて、回収BOXに入れてください。

☎ 同協議会 ☎ 内線3511

都市計画の変更案を縦覧します

「三鷹都市計画都市再開発の方針」、「三鷹都市計画住宅市街地の開発整備の方針」に係る都市計画の変更案を縦覧します。

☎ 12月12日(金)までの午前9時～午後5時(土・日曜日、閉庁日を除く)

☎ 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)、三鷹市まちづくり推進課(市役所5階)

ご意見のある方の意見書の提出

☎ 12月12日(金)までに郵送または持参で「〒163-8001新宿区西新宿2-8-1東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課」へ

☎ 三鷹市まちづくり推進課 ☎ 内線2814

歳末たすけあい募金にご協力を

12月1日(月)～31日(水)

三鷹市社会福祉協議会と三鷹市募金委員会では、期間中に町会・自治会などのご協力で募金活動を展開します。みなさんのご理解とご支援をお願いします。

☎ 同協議会 ☎ 46-1108

三鷹台団地地区地区計画原案の縦覧と説明会

緑豊かで良好な景観と居住環境の形成、保全を目的とした「三鷹台団地地区地区計画」(牟礼二、三丁目の各地内、約10.3ha)について、原案の縦覧と説明会を行います。

縦覧

☎ 12月8日(月)～22日(月)

☎ まちづくり推進課(市役所5階55番窓口) 意見のある方の意見書の提出

☎ 平成21年1月9日(金)までに同課へ 説明会

☎ 12月11日(木)午後7時～8時30分

☎ 三鷹台団地第一集会所(牟礼2-14-40)

☎ 同課 ☎ 内線2863

野川流域河川整備計画変更原案の縦覧と意見募集

野川流域(野川、仙川、入間川)河川整備計画の変更原案(入間川の整備を追加)について、縦覧と意見の募集を行います。

☎ 12月10日(水)～平成21年1月9日(金)(窓口の縦覧は閉庁日を除く)

☎ 三鷹市緑と公園課(市役所5階)、東京都北多摩南部建設事務所工事第二課、東京都建設局ホームページhttp://www.kensetsu.metro.tokyo.jp

☎ 東京都建設局河川部計画課 ☎ 03-5320-5415・三鷹市緑と公園課 ☎ 内線2834

平成20年度 第1回三鷹市まちづくり推進委員会の傍聴者募集

議題は今後の景観行政の中間まとめなど。

☎ 10人

☎ 12月18日(木)午後4時から

☎ 市議会全員協議会室(市役所3階)

☎ 当日会場へ(先着制)

☎ まちづくり推進課 ☎ 内線2863

年末年始の道路工事を抑制します

交通渋滞の緩和や事故防止のため、年末年始の間、市道における工事などを中止します(ガス漏れなどの緊急工事や道路管理者が行う維持補修工事は除く)

工事中止期間 12月25日(木)～平成21年1月6日(火)

☎ 道路交通課 ☎ 内線2843



税金

固定資産税・都市計画税の減免

相続税のため物納された固定資産、震災、風水害、火災などにより被害を受けた固定資産、国や市などが無償で借り受けまたは譲渡を受けた固定資産などは、税の減免を受けることができます。

☎ 納期限7日前までに所定の書面で資産税課へ

☎ 同課 ☎ 内線2363

今月は固定資産税・都市計画税第3期の納期(平成21年1月5日)です

納期内納付にご協力をお願いします。市税を未納のままにすると延滞金が加算されます。災害など特別な事情で納付が困難な場合には納税課(市役所2階25番窓口)へご相談ください。

納税は便利な口座振替をご利用ください。お申し込みは金融機関、ゆうちょ銀行直営店・郵便局へ。金融機関やコンビニエンスストア、ペイジーマーク付きATMでもお支払いいただけます。

☎ 納税課 ☎ 内線2421(納税相談)・2417(口座振替)



国保・年金

年金からの国民健康保険税の引き落としを口座振替に変更できます

世帯主を含むすべての加入者が65～74

歳の世帯の国民健康保険税は、今年の10月から世帯主の方の年金からのお支払いになりました。ただし申請により、年金からの引き落としを金融機関での口座振替払いに変更することができます。

☎ 印鑑(新たに口座登録される方は口座登録印)と引き落とし金融機関口座の内容が分かるもの(従来の口座振替でその口座からの引き落としを希望する方は不要)を持参し、保険課(市役所1階9番窓口)

平成21年4月の年金から変更する場合の申請期限は平成21年1月30日(金)です。

☎ 保険課 ☎ 内線2382

年金を受給されている方へ 転居の際は住所変更届けを忘れずに

年金を受給されている方が住所を変えられたときには、転居先の住所を管轄する社会保険事務所へ「年金受給権者住所・支払機関変更届」(はがき)を郵送してください。変更届のはがきは社会保険事務所 ☎ 56-1411 または区市町村役場の国民年金窓口においてあります。届出が遅れると各種通知書がお手元に届かないことがありますので、忘れずにお願いします。

☎ 市民課 ☎ 内線2394



子育て・教育

東児童館 乳幼児事業のお知らせ わくわくランド(乳幼児の遊び広場)

☎ 12月8日(月)・9日(火)・12日(金)・15日(月)の午前10時～正午

ひよこランド(0・1歳の遊び広場)

☎ 12月10・17・24日の水曜日午前10時～正午(17日は11時30分まで)

お父さんも一緒わくわくランド(乳幼児の遊び広場)

☎ 12月13日(土)午前10時～11時30分

わくわくランドスペシャル「クリスマス観劇会」

☎ 12月16日(火)午前10時

～11時30分

☎ いずれも当日会場へ

☎ 同館 ☎ 44-2150



市税などの納め忘れはありませんか

市税などを納期限内に納付されていない方のために、平日の窓口延長と土・日曜日の臨時納税相談窓口を開設します。またこの期間に納税課・保険課職員による未納者宅の訪問と電話催告を行いますので、早期納付にご協力ください。

訪問時に職員は身分証明書を持っていますのでご確認ください。不審な際には担当者名を確認して、応対する前に市役所まで連絡をお願いします。

臨時納税相談窓口を開設

平日の窓口延長

☎ 12月8日(月)～12日(金)・15日(月)～19日(金)午前8時30分～午後7時30分

土・日曜日の窓口開設

☎ 12月13日(土)・14日(日)・20日(土)午前9時～午後5時 ☎ 保険課(市役所1階9番窓口)・納税課(市役所2階25番窓口)

相談・納付(納入)できる税目

市民税・都民税(普通徴収・特別徴収) 固定資産税(償却資産を含む) 都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税

☎ 納税課 ☎ 内線2413・保険課 ☎ 内線2391